

令和2年11月

関係者各位

林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部

「刈払機作業安全衛生教育」講習会開催のお知らせ

『刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について（平成12年2月16日付け基発第66号）』で定める『刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領』に基づき、事業者様に代わりまして標記の講習会を開催いたします。この機会に未受講の方は受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 講習日時 令和3年1月27日（水）9：30～16：30
2. 講習場所 京都府立口丹波勤労者福祉会館
南丹市八木町西田金井畠9 電話（0771）42－5484
3. 講習内容
 - ①刈払機に関する知識
 - ②刈払機を使用する作業に関する知識
 - ③刈払機の点検及び整備に関する知識
 - ④関係法令等
4. 受講料、テキスト代

会員（林災防）	7, 150円（消費税込）
非会員	9, 350円（消費税込）
テキスト代	2, 750円（消費税込）

※受講料+テキスト代の合計額をお振り込みいただきますようお願いいたします。
5. 定員 40名
※定員に達しましたら受付を終了します。電話で定員内であることを確認したうえで申し込んでください。

6. 申込先

〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町41-3

林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部 [TEL075-802-2991]

7. 申込方法

別紙申込書に所要事項を記入し、受講料とテキスト代を添えて申し込んでください。

なお、申込書を郵送される場合は、受講料とテキスト代は京都中央信用金庫三条支店普通預金515060林材業労災防止協会（リンザイギョウロウサイボウシキョウカイ）もしくは、京都銀行二条駅前支店普通預金1055624林業・木材製造業労働災害防止協会（リンギョウモクザイセイゾウギョウロウドウサイガイボウシキョウカイ）へお振込ください。（受講申込後の取り消しの場合は、恐縮ですが受講料等は返却しかねますのでご了承ください。）

8. 申込期限

令和3年1月13日（水）までに必着のこと。

9. 安全衛生教育講習修了証

安全衛生教育修了を証明するため、所定時間受講された方にお渡しします。

10. その他

- (1) 後日受講票（ハガキ）を送付します。（講習日の5日前までに届かない場合は連絡してください。）
- (2) テキストは受講会場でお渡しします。
- (3) 昼食は、各自用意してください。
- (4) 実技がありますので、動きやすい服装でお越しください。
- (5) 不明の点は申込先へお問い合わせください。

11. おことわり

受講者が少ない場合は、中止することがあります。

受講の際はご自身のマスクを持参・着用してください。

発熱等の風邪のような症状がみられるときは受講できません。

新型コロナウイルス感染症対策で講習会を中止することが想定されます。中止の場合は事業主様にメール又は電話でお知らせします。また、（一社）京都府木材組合連合会ホームページ (<https://www.kyomokuren.or.jp>)の最新情報でもお知らせしますので、受講生の皆様も確認してください。

京都府支部の都合により講習を中止する場合、受講手数料等は振込手数料を差し引いた金額を返還します。手続きの詳細についてはメール又は文書で連絡いたします。

***新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、御理解と御協力をお願いします。**